

高島市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年3月2日

高島市監査委員 多胡 豊章
高島市監査委員 廣本 昌久

財政援助団体等の監査結果に関する報告書

第1 監査の対象団体

名 称：鴨川流域土地改良区
代 表 者：理事長 淵田 常博
所 在 地：高島市安曇川町下小川2912番地
所管部局：農林水産部 農村整備課

第2 監査期間

令和4年11月16日から令和5年3月1日まで

第3 監査の範囲

監査対象団体が、主として令和3年度および令和4年度監査時点において執行された、市補助金に係る出納その他出納に関連した事務

第4 監査の主な着眼点

1 財政援助団体監査

(1) 所管部局関係

- ・補助金の決定は法令等に適合しているか。
- ・補助金交付要綱は整備されているか。
- ・補助金の交付目的および補助金対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ・補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ・補助金の効果および条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ・補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ・補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- ・土地改良区等の検査、手続等は適性の実施されているか。

(2) 土地改良区関係

- ・土地改良区の運営は、定款等の規程に沿って適正に運用されているか。
- ・事業計画書、予算書および決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- ・補助金交付申請書の提出および補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- ・事業は、計画および交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・出納関係帳票の整備、記録は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

- ・補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- ・会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ・その他受託事務が適正に実施されているか。
- ・財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

第5 監査の方法

補助金に係る出納その他出納に関連した事務の執行が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかについて、着眼点に基づき監査を実施するため、事前に関係書類の提出を求め、関係諸帳簿および書類等を照合確認するとともに、監査対象団体の事務所に出向き、監査対象団体職員および所管部局職員から説明を聴取して実施した。

第6 団体の概要

1 事業の目的（鴨川流域土地改良区定款より）

当団体は、農業生産の基盤の整備および開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大および農業構造の改善に資することを目的とする。

2 組織（令和4年4月1日現在）

受益面積 961.0ha（補助対象面積 839.7ha）

組合員数 1,163人

総代 40人

役員 20人（理事長1人、専務理事1人、庶務担当理事1人、
会計担当理事1人、理事14人、総括監事1人、
監事1人）

事務局職員 6人（正規職員5人、会計年度任用職員1人）

3 事業の概要

土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- (1) 地域内の農業用施設の維持管理
- (2) 地域農業水利施設ストックマネジメント事業
- (3) 農地利用集積円滑化事業
- (4) 地域内における農地または土地改良施設の災害復旧および突発事故の復旧
- (5) 県営ほ場整備事業による換地業務を委託された場合は、これを受託する。
- (6) 地域内の農業用施設の維持管理事業に付帯して発電事業を行う。
- (7) 地域内の農業用施設の維持管理事業に付帯し、その事業に害しない範囲内で、施設を他の目的に使用させることができる。

- (8) 県営鴨川地区かんがい排水事業および県営高島地区、安曇川地区、安曇川東部地区ほ場整備事業、新農業水利システム保全整備事業並びに基幹水利施設ストックマネジメント事業によって造成された施設を管理委託される場合はこれを受託する。

第7 団体に対して支出した補助金

令和3年度および令和4年度監査時点において、市が団体に支出した補助金は次のとおりである。

1. 補助金

補助金名称 (事業名)	年度	補助対象額(円)	補助金額(円)	支出済額(円)	支出年月日
高島市土地改良事業補助金	—	125,714,126	48,314,126	45,467,126	—
土地改良区補助事業 (運営補助)	R3	17,817,000	2,152,000	1,076,000	R3.5.31
				860,000	R3.10.20
				216,000	R4.4.28
	R4	22,036,000	2,357,000	1,178,000	R4.5.16
			942,000	R4.10.25	
			—	—	
その他土地改良関係事業 (国営造成施設管理体制整備促進事業)	R3	6,500,000	6,500,000	3,250,000	R3.7.26
				2,600,000	R3.10.20
				650,000	R4.4.28
	R4	6,500,000	6,500,000	3,250,000	R4.8.15
			2,600,000	R4.10.25	
			—	—	
その他土地改良関係事業 (水利施設管理強化事業補助金)	R3	36,818,000	14,900,000	7,450,000	R3.7.26
				5,960,000	R3.10.20
				1,490,000	R4.4.28
	R4	35,038,000	14,900,000	7,450,000	R4.8.15
			5,960,000	R4.10.25	
			—	—	
その他土地改良関係事業 (出福地区用水対策事業補助金)	R3	535,126	535,126	535,126	R4.4.28
	R4	470,000	470,000	—	—

※上記のR4年度分については、12月18日現在の補助金交付決定額および支出額の内容です。

2. 団体に対する補助金支出の根拠

- ・ 地方自治法第232条の2
- ・ 高島市補助金等交付規則
- ・ 高島市土地改良事業補助金交付要綱

第8 監査の実施日

令和5年2月13日

第9 監査の結果

監査の結果、補助金に係る出納その他出納に関連した事務について、以下の事項を除き、概ね適正に行われているものと認められた。以下の事項については、改善が必要と考えられるので、適切な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、口頭により指導を行った軽易な事項については、適正に対応されたい。

○ 所管部局関係（農村整備課）

1 土地改良事業補助金の補助金名について

令和3年度の補助金交付決定に係る書類を確認したところ、交付要綱に記載のない国県の補助金名により交付決定が行われていた。

交付決定においては、市の要綱に定められた補助金名を記載することで、要綱に基づく事務であることが確認できることから、正式な名称を記載することとし、適正な補助金事務となるよう改められたい。

なお、事務処理上、国県の補助金名が必要であるならば、市の補助金名の次に括弧書きで記載することとされたい。

2 実績報告書の提出書類について

土地改良事業補助金交付要綱では、実績報告に必要な書類として請求書および領収書の写しと記載されている。実績報告書の確認には、各部署において統一的な運用ができるよう、高島市補助金実績報告書チェックリストを使用することとされており、領収書等の写しにより補助対象経費であることを確認するよう記されている。

これらの補助金に係る実績報告書を確認したところ、領収書等を確認したかというチェックリストの項目にはチェックがされていたものの、実際には添付がなされておらず、実績報告書において数値の不整合箇所が散見された。

今後は補助金要綱に定める書類の添付を徹底するとともに、補助金の実績報告書を確認する目的を十分に認識し、適正な事務が行われるよう改められたい。

○ 土地改良区（鴨川流域土地改良区）

1 土地改良区における公告場所について

鴨川流域土地改良区の定款第6条では、土地改良区の公告方法は、事務所の掲示場および高島市役所安曇川支所ならびに高島支所の掲示場に掲示することとなっている。

しかし実際の運用では、土地改良区の事務所内での掲示にとどまり、業務時間外は閲覧できない状況であった。

これらの公告は、広く組合員等へ周知を図ることが目的であることから、今後は定款に基づき、高島市役所安曇川支所ならびに高島支所に掲示するとともに事務所においては、常時組合員が閲覧できる場所へ掲示場所を変更されたい。

2 建設工事等契約審査会の記録について

建設工事等契約審査会規程第7条では、審査が終わったときは、その結果を記録しておくこととされており、記録を確認したところ、同第9条に定める建設工事等審査要求書の審査結果をもって審査記録として取り扱われていた。

建設工事等契約審査会には会議の成立要件があり、委員の半数以上の出席がないと開くことができないとされている。この要求書の審査結果には出席者について記す箇所がなく、会議の成立要件を確認することができない。

今後は、要求書の審査結果とは別に出席者の状況や出された意見などを記録に残すよう事務を改められたい。

以 上